

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 字の区域の新設等
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 豚等の移入の禁止
- 土地改良区の役員住所の変更
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良法による換地処分
- 解除予定の保安林
- 建築基準法による聴聞(二件)
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「千円」を「千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県公報発行規則の規定は、昭和五十六年四月分以後の鳥取県公報の購読料金について適用する。

告 示

鳥取県告示第二百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | |
|-----------------------|---|
| <p>新たに画する字の名称</p> | <p>同上の区域（昭和五十五年四月十日現在の地番による。）</p> |
| <p>大桧字大所</p> | <p>大桧字東白木一五の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四及び一五の一と一体をなす国有地の一部、大桧字中白木一六の二及びこれと一体をなす国有地、大桧字下前田九〇の二の一部、九〇の三の一部、九一の二、九一の三、九二の二、九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三の四と一体をなす国有地、大桧字西白木一〇四の二、一〇四の三、一〇五の二、一〇五の三、一〇六の二、一一五の二、一一六の二及びこれらと一体をなす国有地、大桧字東大所一一七、一一八の一、一一八の二、一一九の一、一一九の二の一部、一二四の一部、一二五、一二五内第一、一二六の一、一二六の二、一二七、一二八、一二九の二</p> |
| <p>区域を変更する町及び字の名称</p> | <p>ら一二九の三まで、一三〇の一、一三〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大桧字八本松一三一の一の一部、一三二の二の一部、一三二の二、一三三の二、一三三の三の一部、一三四、一三五の一部、一三六、一三七の一部、一三七内第一の一部、一三八の一部、一三九の一の一部、一三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字西大所一五九の二の一部、一五九の二の一部、一六〇、一六一、一六二の二、一六二の二の一部、一六三の一部、一七一から一七三までの一部、一七四及びこれらと一体をなす国有地、大桧字上前田一七五、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字土居ノ下八五の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八三の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大桧字下前田</p> | <p>同上の区域（昭和五十五年四月十日現在の地番による。）</p> |
| <p>大桧字西白木</p> | <p>大桧字下前田のうち八六の二から八六の四まで、八七の二、八七の三、八八の二、八八の三、八九の二、八九の三、九〇の二、九〇の三、九一の二、九一の三、九二の二、九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三の四と一体をなす国有地以外の区域</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>大桧字高繩手</p> | <p>大桧字高繩手のうち一五三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大桧字東大所一九の二の一部、一二〇から一二三まで、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字八本松一三七の一部、一三七内第一の一部、一三九の二の一部、一三九の二の一部、一三九の五の一部、一四一から一四三までの一部、一四三次の一部、一四四の二及びこれらと一体をなす国有地、大桧字西大所一五五の一、一五五の二、一五六の一、一五六の二、一五七の二から一五七の三まで、一五八の一、一五八の二、一五九の二の一部、一五九の二の一部、一六二の二の一部、一六三の一部、一六四の一部、一六五の二の一部、一六六の二の一部、一六六の二及びこれらと一体をなす国有地、大桧字上前田一八九の二の一部、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字向田三〇四の二の一部、三〇四の二、三〇五の一部、三〇六の一部、三〇六の一、三〇六の二、三〇七の二の一部、三〇七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字フケ三五五の一と一体をなす国有地の一部、嶋字村下モ土居一五五の一部及びこれと一体をなす国有地、嶋字高畑一二九の一部、一三〇の一部、一三二から一三四までの一部、一三四の二の一部、一四〇の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇の一と一体をなす国有地の一部並びに嶋字東河原一四一と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大桧字上前田のうち一七五、一七六の一部、一八九の一</p> | |
| <p>大桧字高繩手</p> | <p>の一部、一八九の二、一九〇の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大桧字上前田八六の二から八六の四まで、八七の二、八七の三、八八の二、八八の三、八九の二、八九の三、九〇の二の一部、九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字西大所一六二の二の一部、一六三の一部、一六四の一部、一六五の二の一部、一六五の二、一六六の二の一部、一六七から一七〇まで、一七一から一七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字村土居一九一の二、一九一の三、一九三、一九六、一九六の二、一九七から二〇〇まで、二〇一の二、二〇二の二、二〇二の五、二〇二の七、二〇二の二及び二〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大桧字村土居</p> | <p>大桧字村土居のうち一九一の二、一九一の三、一九三、一九六、一九六の二、一九七から二〇〇まで、二〇一の二、二〇一の二、二〇一の五、二〇一の七、二〇二の二及び二〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大桧字上前田</p> | <p>大桧字上前田の全域、大桧字上前田一八九の二の一部、一八九の二の一部、一九〇の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大桧字上前田</p> | <p>大桧字上前田のうち二三〇の二、二三一の二、二三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二九、二三三の二、二三四の二から二三四の三まで及び二三五の四と一体をなす国有地以外の区域</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>鳴字四反田</p> | <p>大柵字フケ</p> | <p>大柵字向田</p> | |
| <p>鳴字四反田のうち六七の五、六七の一〇、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の三、七二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大柵字フケのうち三五五、三五五の一、三五六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大柵字向田のうち三〇四の一、三〇四の二、三〇五、三〇六、三〇六の一、三〇六の二、三〇七の一から三〇七の三まで、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一から三〇九の三まで、三一〇の二、三一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>びこれらと一体をなす国有地、大柵字村土居一九一の二と一体をなす国有地の一部、大柵字上ノ畑二三〇の二、二三一の二、二三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二九、二三三の二、二三四の一から二三四の三まで及び二三五の四と一体をなす国有地の一部、大柵字向田三〇四の一の一部、三〇五の一部、三〇六の一部、三〇七の一、三〇七の二の一部、三〇七の三の一部、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一から三〇九の三まで、三一〇の二、三一〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大柵字フケ三五五の一部、三五五の二の一部、三五六の一及びこれらと一体をなす国有地並びに鳴字東河原一四一の一部、一五三の一部、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>鳴字高畑</p> | <p>鳴字宮ノ元</p> | <p>鳴字村下モ土居</p> | <p>鳴字土居ノ下</p> |
| <p>鳴字高畑のうち二二九の一部、二三〇の一部、二三一から二三四までの一部、一三四の一の一部、一四〇の一部、</p> | <p>鳴字宮ノ元のうち一一六の四、一一七、一二四の一、一二六、一二七、一二八及び一二八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>鳴字村下モ土居のうち一一〇の三、一一二の三、一一三の一、一一四の一、一一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>鳴字土居ノ下のうち八五の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、鳴字四反田六七の五、六七の一〇、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の三、七二の三及びこれらと一体をなす国有地、鳴字村下モ土居一一〇の三、一一二の三、一一三の一、一一四の一、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、字嶋宮ノ元一一六の四、一一七、一二八及び一二八の一と一体をなす国有地の一部、鳴字高畑一二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大柵字八本松一三一の二の一部、一三一の二の一部、一三三の一部、一三五の一部、一三七内第一の一部、一三八の一部、一三九の二の一部、一三九の三、一三九の四、一三九の五の一部、一四〇の一、一四〇の二、一四一から一四三までの一部、一四三次一の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

一四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、嶋字宮ノ元一二四の一、一二六、一二七及び一二八と一体をなす国有地の一部、嶋字東河原一四一から一四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、嶋字砂田一二二と一体をなす国有地の一部、大柵字高繩手一五三と一体をなす国有地の一部並びに大柵字フケ三五五の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

嶋字東河原のうち一四一から一四六までの一部、一五三の一部、一五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、嶋字砂田一七〇の一、一七〇の二、一七一及び一二二と一体をなす国有地の一部並びに大柵字フケ三五五の一部及び三五五の一の一部

嶋字砂田のうち一七〇の一、一七〇の二、一七一及び一二二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大柵字東白木、大柵字中白木、大柵字東大所、大柵字八本松及び大柵字西大所

廃止する字の名称

鳥取県告示第二百五十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 療養取扱機関名 | 所在地 | 申出の受理の年月日 |
|----------------------------|--------------|------------|
| みなと調剤薬局 米子店 有限会社常田薬局 | 米子市花園町一三〇―一九 | 昭和五十六年二月二日 |
| | 鳥取市西町二丁目一〇一 | 昭和五十六年三月一日 |

鳥取県告示第二百五十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|----------------|--------------|----------|------------|
| 療養取扱機関名 | 所在地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理年月日 |
| みなと調剤薬局 米子店 | 米子市花園町一三〇―一九 | 全国 | 昭和五十六年二月二日 |
| 有限会社常田薬局 | 鳥取市西町二丁目一〇一 | 〃 | 昭和五十六年三月一日 |

鳥取県告示第二百五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|--------|------------|-------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 五明田 孝 | 鳥国医第二、五八三号 | 昭和五十六年二月五日 |
| 崎 平 公子 | 鳥国医第二、五八四号 | 昭和五十六年二月九日 |
| 木津 京子 | 鳥国医第二、五八七号 | 昭和五十六年二月十六日 |

| | | |
|-------|------------|--------------|
| 大 砂 正 | 鳥国医第二、五八八号 | 昭和五十六年二月二十三日 |
| 奥 京 子 | 鳥国医第四四六号 | 〃 |

鳥取県告示第二百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 診療科目 | 氏 名 | 勤 務 先 |
| 内 科 | 小松原 孝介 | 西伯郡西伯町大字倭三九七番地 西伯町国民健康保険西伯病院 |
| 外 科 | 池 田 茂之 | 鳥取市興南町八一二番地 池田外科医院 |
| 眼 科 | 山 名 忠己 | 米子市西町三六番地一 鳥取大学医学部附属病院 |
| 〃 | 魚 谷 純 | 〃 |
| 内 科 | 徳 永 進 | 鳥取市尚徳町一七番地 鳥取赤十字病院 |
| 整形外科 | 森 芳 紘 | 倉吉市下田中三四三番地 鳥取県立厚生病院 |

鳥取県告示第百五十四号

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三十一条第五項の規定に基づき、昭和五十六年二月に収去した飼料の検査の結果の概要を、次のとおり公表する。

栄養成分に関する検査

| 製造事業場の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造年月 | 試験結果の概要 | | | | | | | | | | 備考 | | | |
|-----------------|-----------------|------------------------------|------|---------|-----|-----|------|-------|------|-------|-------|---------|------|------|-------|----|-------|
| | | | | 粗たんぱく質 | 粗脂肪 | 粗繊維 | 粗灰分 | カルシウム | リン | 揮発性窒素 | 水溶性窒素 | ペクチン消化率 | DCP | | TDN | ME | その他検査 |
| 鳥取県境港市外江町3743の1 | 鳥取県境港市外江町3743の1 | ① くみあい標準配合飼料 フレッシュロー後期 | 56.1 | 16.7 | 5.0 | 2.1 | 5.3 | 1.19 | 0.64 | | | | | | 30.40 | | |
| 山陰くみあい飼料株式会社 | 山陰くみあい飼料株式会社 | ② くみあい配合飼料 メカトソエース | 56.1 | 15.8 | 3.3 | 2.6 | 4.6 | 0.69 | 0.56 | | | | | 12.7 | 75.8 | | |
| | | ③ くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグラッシュ16 | 56.1 | 17.1 | 4.6 | 2.7 | 10.8 | 3.23 | 0.71 | | | | | | 27.50 | | |
| | | ④ くみあい配合飼料 ニュートソエースB | 56.1 | 17.7 | 3.8 | 2.3 | 4.3 | 0.70 | 0.51 | | | | 13.9 | 77.4 | | | |
| | | ⑤ くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグラッシュ17 | 56.1 | 17.9 | 4.6 | 2.9 | 12.0 | 3.60 | 0.74 | | | | | | 27.50 | | |
| | | ⑥ くみあい配合飼料 成鶏用スターレイヤー17 | 56.1 | 17.5 | 4.7 | 3.1 | 10.7 | 2.98 | 0.69 | | | | | | 27.60 | | |
| | | ⑦ くみあい配合飼料 ピグエースエクストラ | 56.2 | 16.9 | 4.4 | 2.8 | 4.3 | 0.59 | 0.50 | | | | 14.0 | 77.2 | | | |

- 注 1. 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第二百五十五号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

長野県北佐久郡の区域

鳥取県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員に住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

光徳土地改良区

| | |
|-----------------|-----------------|
| 理事 近藤宗統 | |
| 変更前 | 変更後 |
| 西伯郡名和町大字豊成九九二番地 | 西伯郡名和町大字豊成九九一番地 |

鳥取県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山地改良区の定款の変更を昭和五十六年三月十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る高草地区第四工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 八頭郡用瀬町大字赤波字小谷一四九六の一、字サイノタハ一九七三の一、一九七三の三、字小石ヶ谷一九七〇の二、字小石ヶ谷上ミ塔一九七一の一(以上五筆にて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十六年三月二十三日午前十時から

鳥取市湖山町北六丁目二六〇番地

株式会社鳥取銀行湖山支店二階会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第一項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市東町二丁目二七一番地

鳥取県土地改良事業団体連合会

会長 小林国司

2 建築物の位置

鳥取市湖山町南二丁目一八〇番地及び一八二番地

3 建築物の用途

事務所

4 工事種別

新築

5 建築の構造

鉄筋コンクリート造二階建及び鉄骨造平家建

6 建築物の面積

建築面積 一八〇・二二平方メートル

延べ面積 三〇二・二二平方メートル

鳥取県告示第二百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第九項の規定に

基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十六年三月二十三日午後二時から

鳥取市扇町二一番地

鳥取県社会教育福祉会館四階中研修室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第七項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市吉方温泉一丁目六〇三番地

学校法人矢谷学園

理事長 小幡義之

2 建築物の位置

鳥取市的場字松橋一五一番地

3 建築物の用途

幼稚園

4 工事種別

増築

5 建築の構造

6 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造二階建
建築物の面積

建築面積 二九四・二二平方メートル

延べ面積 五〇三・三六平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一 日時 昭和五十六年三月二十三日(月)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市末広温泉町五五六 白兔会館

三 議題 (1) 県立学校長人事について

(2) その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十六年三月二十五日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内 鳥取県公安委員会

委員室（県庁本庁舎七階）

三 被聴聞者の住所及び氏名

八頭郡智頭町大字大背一、一一七番地 久本種嗣

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,200円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報を 部購
 読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、
 及び代表者名 団体名)



鳥取県知事 平林 鴻三 殿